

★このニューズレターはみなさまに「せのお事務所」のことを身近に感じていただきたいと願い発行しています。

法務ページ

2022.8 Vol.172

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所

暑中お見舞い
申し上げます。



(発行・差出人)
せのお社会保険労務士・行政書士事務所
代表 妹尾 悟
(返還先)
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214
●HPは「せのじむ」で検索してね♪



徒然なるままに Vol.130

ラジオ体操第三



皆さん、こんにちは。普段はビールを飲まないようにしていますが、ビールをたくさん飲んでいるイメージが強い社会保険労務士の妹尾です。きっと、お腹を見られて判断しているのでしょう(^_^);

息子たちが夏休みに入りました。三男坊のラジオ体操が始まるので、私もいっしょに早起きをしています。

ラジオ体操って第一、第二まではなんとかできますが、実は第三があるのをご存じでしょうか？

私も最近知ったのですが、第三はラジオで解説を喋っても、内容がわかりにくいそうです。私も「YouTube」で確認しましたが、なかなかリズム感の必要な動きで、朝から第三まですると、逆にヘトヘトになりそうな感じがします。(;>.<)

(妹尾 悟)

知っ得！ 人事労務トピックス



●2ヵ月以内契約の社会保険の適用除外が変更

現在、2ヵ月以内の期間を定めて雇用される方は、社会保険の適用除外とされていますが、本年10月以降は、当初の雇用期間が2ヵ月以内であっても、次のいずれかに該当する場合、採用の初日から社会保険加入となります。適用漏れがないよう気をつけましょう。

【雇用契約期間2ヵ月以内であっても適用される場合】

- ① 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合
- ② 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

カナヘビ



こんにちは。スタッフの妹尾由美です。

小学校2年生の三男坊が、学校で、みんなが持ち寄った色んな生き物をお世話しています。

カエル、バッタ、カブト虫等色々なのですが、中でも、カナヘビがいると聞いた時にはビックリしました。

話を聞くと、カナヘビは大人気で、みんなが順番に触りたがり、餌となるバッタを取りに行き、食べる姿を見るそうです。

そして、飼い主は、そのカナヘビを肩や手にのせて遊ぶそうです。もうびっくりする話ばかりです。カナヘビが人になつくの!?って感じです。でも、そんなふうに懐くようになると、どんな小さな生き物でも、ペットのように、愛おしく、癒される存在になるのだなーと微笑ましく思いました。(妹尾 由美)

暑い夏です



こんにちは、スタッフの筒井です。

暑い、暑い、と口癖のように毎日言っている今日この頃です。なのに、省エネ・節電にご協力くださいということが今年是全国的に言われています。それに対して、熱中症にご注意くださいとも言われています。庶民は、どう対応するべきなのでしょうかと疑問に思います。

熱中症にならないためには、水分・塩分・睡眠・丈夫な体大切です。夜、どうしてもぐっすり寝ようと思ったら、エアコンをつけたままにするので、節電は大丈夫かなと思ってしまいます。冷却グッズで首元などの太い血管を冷やすと、効率的によく体を冷やせるということなど参考にして、少しでも節電に協力したいです。(筒井 浩美)